



島根県報

平成23年12月27日（火）

号外 第 214 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

（教育庁総務課） 2

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第19号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 旅費事務システム 職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）第3条第2項に規定する旅費事務システムをいう。

第16条の見出しを「（現住所及び連絡先の届出）」に改め、同条第1項中「住所届（様式第5号）」を「着任後速やかに現住所及び連絡先」に、「着任後5日以内に提出し」を「届け出」に改め、同条第2項中「又は勤務所に変更を生じたとき」を「若しくは連絡先を変更し、又は所属を異動した場合」に、「つど、住所届」を「都度現住所及び連絡先」に、「提出し」を「届け出」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する現住所の届出は、旅費事務システムに登録することにより行うものとする。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除**附 則**

この規則は、平成24年1月1日から施行する。